

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 一
  - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二
  - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 二
  - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三
  - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三
  - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三
  - 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 三
  - 土地改良法により換地計画を定めた件 三
  - 道路の区域を変更する件二件 四
  - 道路の供用を開始する件二件 四
- 公 告**
- 落札者を決定した件 五
  - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 五
  - 随意契約の相手方を決定した件四件 六

## 告 示

### 福島県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居

宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年一月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
小野木クリニック	会津若松市材木町二丁目五―二〇	小野木 仁	会津若松市大町二丁目二―三〇―一九〇二号	令和二年二月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養 管理指導

（社会福祉課）

### 福島県告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和三年一月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
デイサービス温っ家	会津若松市真宮新町南二丁目九六	会津若松市門田町大字飯寺字村東五七七―七三	合同会社フチャー	会津若松市門田町日吉字丑淵一五二―一七
訪問介護事業所温もり	会津若松市真宮新町南二丁目九六	会津若松市門田町大字飯寺字村東五七七―七三	合同会社フチャー	会津若松市門田町日吉字丑淵一五二―一七

（社会福祉課）

福島県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。  
令和三年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	熊田医院	事業所の所在地	須賀川市 柱田字石田五	事業者の名称	熊田 六郎	事業者の主たる事務所の所在地	須賀川市柱田字石田五	廃止年月日	令和二年二月五日	サービスの種類	訪問看護 介護予 防訪問看護 訪問看護 テーショ リハビリ テーショ ン 居宅 療養管理 指導 介 護予防居 宅療養管 理指導
--------	------	---------	-------------	--------	-------	----------------	------------	-------	----------	---------	---

(社会福祉課)

福島県告示第四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和三年一月一日救急病院として認定した。  
令和三年一月十二日

名称

南相馬市立総合病院

所在地

南相馬市原町区高見町二丁目 令和五年十二月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄  
認定有効期限

五十四番地の六

(地域医療課)

福島県告示第五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年一月十二日から同年五月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。  
令和三年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
JR郡山市市場 福島県郡山市燧田一九五番地
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり  
変更した年月日  
別紙書面のとおり
- 三 届出年月日  
令和二年十一月二十四日
- 四 届出をした者  
東日本旅客鉄道株式会社  
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

福島県告示第六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年一月十二日から同年五月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和三年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番七ほか五十筆
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

令和二年十一月二十四日

五 届出をした者

東日本旅客鉄道株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

**福島県告示第七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和三年一月十二日から同年五月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

令和二年十一月二十四日

五 届出をした者

東日本旅客鉄道株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

**福島県告示第八号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年一月十二日から同年二月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール須賀川南店 福島県須賀川市緑町二二一ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第九号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年一月十二日から同年二月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト中岡ショッピングセンター 福島県いわき市中岡町六丁目一番四ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第十号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、南相馬土地改良区が南相馬地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年一月十三日から

同 年二月一日まで (二十日間)  
 三 縦覧の場所  
 南相馬市役所、飯館村役場  
 (農村計画課)

福島県告示第十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、錦・関田地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 令和三年一月十二日  
 福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和三年一月十三日から  
同 年二月一日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所  
いわき市役所

(農地管理課)

福島県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年一月十二日  
 福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	西白河郡西郷村大字真船字折口下五八番六地先から 同 郡同 村大字真船字折口原一一九番一地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 二〇・〇〇	二九一・八 二九一・八

福島県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年一月十二日  
 福島県知事 内堀 雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道泉崎 石川線	西白河郡泉崎村大字泉崎字四ツ塚一二番一地先から 同 郡同 村大字泉崎字椋内前一番一地先まで	変更前 変更後	一一・六〇 二四・八〇	四八〇・〇 四八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年一月十二日  
 福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	西白河郡西郷村大字真船字折口下五八番六地先から 同 郡同 村大字真船字折口原一一九番一地先まで	令和三年一月二二日

(道路計画課)

福島県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	会津若松市北会津町下荒井字宮ノ郷線	供用開始の区間	東二番地先から 同 市北会津町中荒井字西館 甲二〇七番一地先まで	供用開始の期日	令和三年一月二二日
-------	-------------------	---------	--	---------	-----------

(道路計画課)

**福島県告示第十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	県道泉崎石川線	供用開始の区間	西白河郡泉崎村大字泉崎字四ツ塚 一二番一地先から 同 郡同 村大字泉崎字椋内前 一番一地先まで	供用開始の期日	令和三年一月二二日
-------	---------	---------	--	---------	-----------

(道路計画課)

**公 告**

**公告第1号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年1月12日

福島県環境創造センター 所長 渡辺良夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県環境創造センター電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県環境創造センター総務企画部総務課 福島県田村郡三春町字深作10番2号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年12月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額  
48,781,929円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年10月16日

(環境共生課)

## 公告第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和三年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
会津北部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 小椋 敏一 耶麻郡北塩原村大字松原字早稲沢五二七番地の五  
監事 慶徳 榮喜 喜多方市塩川町吉冲字亀ヶ台二〇三五番地

（農村計画課）

## 公告第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和3年1月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 3,700 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年11月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額  
11,000円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

## 公告第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特

例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和3年1月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 3,700 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年11月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町6番地28
- 5 随意契約に係る契約金額  
14,300円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第5号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和3年1月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター) 3,800 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年11月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額  
13,200円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第6号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和3年1月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 3,800 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年11月24日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
41,800円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（ 総 務 課 ）